

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2016-001

申 立 人 X

申立人代理人 弁護士 合田 雄治郎
 弁護士 安藤 尚徳
 弁護士 多賀 啓

被 申 立 人 公益財団法人 日本自転車競技連盟 (Y)

被申立人代理人 弁護士 畑 敬
 弁護士 小池 修司

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 被申立人が2016年6月3日に行った、第31回オリンピック競技大会（2016／リオデジャネイロ）（以下「リオ・オリンピック」という。）女子ロードレースの選考から申立人を除外するとの決定を取り消す。
- 2 申立料金54,000円は、被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第50条第5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

1 事案の概要

本件は、被申立人が、2016年6月3日、リオ・オリンピック女子ロードレースの選考から申立人を除外するとの決定（以下「本件処分」という。）を行ったため、申立人が本件処分の取消しを求めた事案である。

2 申立人の主張

申立人は、本件処分が取り消されるべき理由として、以下の主張をしている。

- ① 被申立人は本件処分の理由として、申立人が2016年1月23日に開催された

2016年伊豆大島アジア選手権大会エリート女子・ロードレース（以下「本レース」という。）において、i 日本チーム4名全員が集団の前方でまとまって走り、他のチームがアタックを仕掛けた場合には申立人がアタック潰しを行うという指示に反したこと、ii 日本チームのエースであるA選手を優勝または同選手に多くのUCIポイントを獲得させるという方針に反したことを挙げるが、そもそもiの指示がなく、申立人はiiの方針にも違反していないので、本件処分は根拠を欠く。

- ② 仮に、i及びiiの事実が認められたとしても、申立人の違反の程度は重大とはいえず、他方、本件処分は、オリンピックという大舞台に立つチャンスを最終選考に至る前に奪うものであり、本件処分は比例原則に違反する。
- ③ 本件処分の根拠となる「公益財団法人日本自転車競技連盟 強化指定選手に対する指定取消し等の不利益処分に関する手続規程（以下「本件手続規程」という。）の施行日は2016年4月26日であるところ、被申立人が2016年1月23日の行為について本件手続規程を適用したことには不当な意図があり、かつ、不利益処分の遡及適用の禁止という一般法理により、本件手続規程を遡及して適用して本件処分を科すことはできない。

3 被申立人の主張

これに対し、被申立人は、次のように反論をしている。

- ① 申立人には、i及びiiの事実が存在したので、本件処分には相当の理由がある。
- ② 申立人が、過去に被申立人から嚴重注意を受けて予め誓約していたにも関わらず、被申立人の指示に反する行動を取ったことは看過することができず、むしろ申立人に及ぶ不利益を最小限とするための配慮から「強化指定取消し」ではなく、「リオ・オリンピックの選考外」に留めたのであって、本件処分の重さも相当なものである。
- ③ 本件手続規程は全選手に適用されるものであり、むしろ、強化指定取消等による不利益が大きいために選手の手続保障のために作成したものであり、不当な意図はない。

4 本件仲裁パネルの判断

競技団体の決定の効力が争われたスポーツ仲裁における仲裁判断基準として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「日本スポーツ仲裁機構」という。）の仲裁判断の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関

としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである。」と判断されており、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えます。

本件においては、被申立人は申立人が上記 2. ① i の指示に反したこと及び同 ii の方針に反したことを認定して本件処分を科したのであるが、申立人はそのような違反はないと主張している。まず、上記 2. ① i の指示のうち前方で集団になって走るという指示があったか否かについては、被申立人は本レース当日の朝の宿舎におけるミーティングでそのような指示をしたと主張するのに対して、申立人はそのような指示は前日のミーティングにおいてなされ横風があったときのみに関するものであったと主張している。この点に関しては、本件処分は申立人にとって不利益であるのでそのような不利益処分を科する被申立人が立証責任を負うものであるが、このような指示の存在は被申立人側の供述書において述べられているだけで、客観的な証拠は見当たらない。上記 2. ① i の指示のうちアタック潰しについては両者の主張は食い違い申立人が明確にこれに違反したという客観的な証拠は存在しない。したがって、本件処分は客観的な証拠に基づくものではなく、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例にいう「②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」にあたると思われる。

次に、本件処分の基礎となる事実は 2016 年 1 月 23 日に行われた本レースに関するものであるが、本件手続規程は 2016 年 4 月 26 日に施行されたものであり、本件手続規程施行前の行為について本件手続規程を適用して本件処分を科することができるかが問題となる。

不利益処分の遡及適用の禁止については、憲法 31 条が罪刑法定主義を定めているが、これは行政法規および労働法規において一般に不利益処分を科する場合にも当てはまると解されている。CAS の先例（CAS 2000/A/274、CAS 2012/A/3055）においても、不利益処分の遡及適用の禁止が認められている。これを本件についてみれば、本件手続規程附則第 2 条には、本件手続規程施行前の行為について、本件手続規程を適用することが規定されているが、本件手続規程は不利益処分を定める規定であるため、本件手続規程附則第 2 条は、不利益処分の遡及適用の禁止原則に反するものと考えられる。この点は、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例にいう「④規則が法秩序に違反する場合」にあたると思われる。

したがって、本件手続規程が法秩序に違反するものとして又は本件処分が著しく合理性を欠くものとして、本件処分は取り消されるべきである。

5 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

なお、本件については緊急仲裁に付するべきではないという主張が被申立人からなされたが、リオ・オリンピック出場選手を決定する全日本エリートロードレースが2016年6月25日に伊豆大島で開催され、本件処分によって代表選手となる道を閉ざされている申立人もこのレースに参加することからみて日本スポーツ仲裁機構がなした緊急仲裁に付する旨の判断は合理的であると思料した。

以上

2016年6月24日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 下條 正浩

仲裁地：東京